

## **1 社会保険診療報酬支払基金高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係等 業務方法書の一部変更**

- 2 公益代表役員の選任
- 3 令和2年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理
- 4 支部総合監査結果報告（令和2年8月～10月実施分）
- 5 令和2年10月審査分の審査状況
- 6 令和2年12月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 7 令和2年度第8期（11月）分の後期高齢者支援金等収納状況

## 延滞金の割合の特例

### 延滞金の割合の算出方法

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第13条の6
- 介護保険法（平成9年法律第123号）附則第15条  
により

前期高齢者納付金等の延滞金の割合（年14.5%）は、当分の間、

各年の特例基準割合が年7.2%の割合に満たない場合



当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合

### 特例基準割合とは

国内銀行の貸出約定平均金利の平均として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合

### 令和2年の延滞金の割合

$$\text{年8.9\%} = 1.6\% (\text{特例基準割合}) + 7.3\%$$

## 高齢者の医療の確保に関する法律等の改正

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）により高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）等の一部改正が行われた。

### 【対象の法律】

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第13条の6
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）附則第15条
- ・ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第61条第1項

### 【改正内容】

#### ①名称の変更

特例基準割合 ⇒ 延滞税特例基準割合

#### ②条ずれ

第93条第2項 ⇒ 第94条第1項

（参考）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（延滞金の割合の特例）

附則第13条の6 第45条第1項(第124条及び附則第10条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の**特例基準割合**(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)**第93条第2項**に規定する**特例基準割合**をいう。以下この条において同じ。)が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該**特例基準割合**に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

## 業務方法書の一部変更

# 高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に併せて業務方法書を変更

- 社会保険診療報酬支払基金高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係業務方法書 附則第3条
- 社会保険診療報酬支払基金退職者医療関係業務方法書 附則第6条
- 社会保険診療報酬支払基金介護保険関係業務方法書 附則第4条
- 社会保険診療報酬支払基金老人保健関係業務方法書 第11条

## 変更内容（参考：高齢者医療制度）

（延滞金の割合の特例）

附則第3条 第15条第1項、第31条第1項及び第50条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、当分の間、これらの規定にかかわらず、各年の**特例基準割合**（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）**第93条第2項**に規定する**特例基準割合**をいう。以下この条において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該**特例基準割合**に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。



（延滞金の割合の特例）

附則第3条 第15条第1項、第31条第1項及び第50条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、当分の間、これらの規定にかかわらず、各年の**延滞税特例基準割合**（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）**第94条第1項**に規定する**延滞税特例基準割合**をいう。以下この条において同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該**延滞税特例基準割合**に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

## 施行日

- 令和3年1月1日